

## 中国地方整備局建設業法令遵守推進本部 令和4年度活動方針

中国地方整備局建設業法令遵守推進本部では、平成19年度の設置以来、元請負人（下請契約の注文者である建設業者）と下請負人（下請契約における請負人）との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行ってきたところである。

特に、元請下請間の不適切な契約手続等を原因とするトラブルを未然に防ぐには、建設工事の請負契約の当事者双方が法制度に対する理解を増進することが重要であり、その観点から、「建設業法令遵守ガイドライン」の周知等を進めてきたところである。

引き続き、国土交通本省の活動方針を踏まえたうえで、建設業における法令遵守の徹底に向けた各種取組を推進するため、今年度の活動方針を以下のとおり定める。

### 今年度の重点取組事項

- I 各種相談窓口の周知の強化（活動方針1.）
- II 建設業関係法令等の周知の強化（活動方針2. 及び3.）
- III 適切な水準の賃金支払等、技能労働者の処遇改善に関する情報収集、調査及び周知（活動方針2.）

## 1. 相談等への対応及び法令違反情報の収集

### 【目的】

「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」（以下「各種相談窓口」という。）は、個別の相談対応ツールとしての役割のほか、通報による法令違反情報収集の重要な窓口でもあり、ひいては法令違反を未然に防止する機能も持ち合わせることから、その積極的な活用を促す。

### 【目標】

中国地方整備局管内の建設業者（約29,800業者。うち国土交通大臣の許可を受けた建設業者約600業者、県知事の許可を受けた建設業者約29,200業者。）に対して、各種相談窓口の周知を強化するとともに、寄せられた情報については該当県に情報提供を行う等、その後の指導に有効活用する。

### 【取組】

#### （1）各種相談窓口の周知

- ①建設業者への書類送付の際に、各種相談窓口の案内リーフレットを同封するほか、立入検査及び各種講習会等で各種相談窓口について紹介する等、様々な手法により周知を行う。
- ②各県にも各種相談窓口の周知を要請する。
- ③中国地方整備局内の発注部局と連携し、発注者協議会や各種講習会を通じて各種相

談窓口の周知を行う。

あわせて、建設工事の請負契約を巡る元請・下請間でのトラブルに際して解決方法をアドバイスする「建設業取引適正化センター」について、その認知の向上に向けて、一層の周知を図る。

(2) 相談及び通報対応

各種相談窓口を通じて得られた個別の相談及び通報事項に対し、適切に対応する。

なお、建設業法第24条の5「不利益取扱いの禁止」規定の趣旨を踏まえ、元請負人の報復等から下請負人を保護する対策の重要性等に鑑み、相談等対応後の取引状況をフォローする取り組みを実施する。また、通報を端緒として元請負人に対する指導・監督を行った事案について、その後の元請負人の改善措置状況のフォローアップを行う。

(3) 収集した情報の分析反映

各種相談窓口を通じて得られた情報の分析を行い、講習会等における周知、各県への情報提供や、「建設業法に基づく適正な施工体制について Q&A」に分析結果を反映させる。

## **2. 立入検査及び報告徴取の実施**

### **【目的】**

元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、法令に抵触する態様等が認められた場合には、速やかに是正させることを目的とする。

### **【目標】**

立入検査及び報告徴取（以下、「立入検査等」という。）は、効率的かつ効果的に実施する。

立入検査等の対象となる建設業者（以下「対象業者」という。）の選定にあたっては、様々な情報に基づき、選定する。選定した対象業者から、重点対象業者を選定し、他よりも優先して立入検査等を行う。

また、県知事の許可を受けた建設業者に対する立入検査等を行う際は、各県と連携を図る。

### **【取組】**

(1) 立入検査等の実施

立入検査等の実施にあたっては、建設業関係法令及び「建設業法令遵守ガイドライン」等に則り、幅広く検査を行う。

(2) 対象業者の選定

立入検査等は、次の選定基準に該当する建設業者を中心に実施する。

- ① 各種相談窓口に通報等が寄せられた建設業者
- ② 営業所の実態又は技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設業者
- ③ 新たに国土交通大臣の許可を受けた建設業者
- ④ 過去に勧告を行った建設業者（フォローアップ検査）
- ⑤ 下請取引等実態調査において未回答又は不適正回答の多い建設業者

(3) 実施事項（重点項目）

- ① 技能労働者への適切な水準の賃金支払い

ダンピング受注は、下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準の低下等につながりやすく、担い手の確保・育成を困難とするものである。よって、発注者・受注者間及び元請負人・下請負人間のいずれにおいても、適正な請負代金での契約締結がなされるよう、建設業法第20条の見積りに関する規定等を踏まえ、標準見積書の

活用状況や見積りに基づく協議の状況、代金の支払い状況等について確認を行う。  
また、その後も継続して、改善状況について深掘りした情報収集や調査を行う。

② 低価格受注工事における下請取引状況の確認

上記①の取り組みを踏まえ、特に公共工事における低価格受注工事については、入札にあたっての価格設定及び積算単価の考え、下請契約における下請負人との協議状況や代金の支払い状況等について、深掘りした情報収集や調査を行うものとし、必要に応じて関係する公共工事発注部局に対しても確認を行うものとする。

③ 著しく短い工期の禁止

当初契約や工期の変更に伴う契約変更の際に、著しく短い工期の疑義がある場合には、工期に関する基準（令和2年7月中央建設業審議会勧告）が、工期の設定にどのように考慮されたかを確認する。また、過去の同種類似工事の実績との比較や建設業者が行った工期の見積りの内容の精査、さらには工期設定の結果として時間外の労働時間状況の把握などを行ったうえで、工事ごとに個別に判断することになるため、深掘りした情報収集や調査を行う。

加えて、今年度は受発注者間の契約締結状況について確認を行い、個々の工期の実態を把握したうえで、発注者に対しても必要な注意喚起を行うものとする。

④ 価格転嫁

昨今の資機材の高騰を踏まえた適正な価格設定及び適切な協議は大変重要であり、不適正な請負代金の設定による請負契約は建設業法に違反するおそれがあることから、請負契約における請負代金の変更に関する規定（いわゆるスライド条項等）の適切な設定・運用状況について確認を行うものとする。

また、受発注者間についても同様の確認を行い、発注者に対しても状況に応じて適切な対応等の要請や必要な注意喚起を行っていくこととする。

⑤ 下請代金の支払手段

建設業法第24条の3第2項に規定された努力義務「下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない」の徹底のため、必要な確認と周知を行う。

また、手形に関し、更なる手形期間の短縮、割引料等のコスト負担を下請業者に負担させないこと等が盛り込まれた「下請代金の支払手段について」（令和3年3月31日付け中小企業庁・公正取引委員会）の通達を踏まえて建設業法令遵守ガイドラインを改訂したところであり、必要な周知を実施する。

(4) 実施項目（その他）

① 建設業を支える担い手の確保・育成

個々の技能者がその有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備や、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図る観点から、次に掲げる事項について確認し、制度の普及に向けた必要な周知を行う。

ア 建設キャリアアップシステムへの登録の有無、カードリーダー設置等による就業履歴の蓄積が可能な環境の有無、就業履歴の蓄積の有無をそれぞれ確認し、対応されていない場合は対応を促す。

イ 退職金制度の設定有無を確認し、無い場合には対応を促す。（建設業退職金共済制度に加入している場合、掛金充当の状況及び事務受託の状況の確認を併せて行う。）

② 規制逃れを目的とした一人親方対策

元請業者（発注者から建設業法第24条の8（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）に該当する工事を直接請け負った建設業者）は、下請業者（元請業者が請け負った建設工事に従事するすべての下請負人）に対し、一人親方（従業員を雇っていない個人事業主）との再下請負通知書及び建設業法第19条第1項に基づく請負契約書

の写しの提出を求めるとともに、元請業者は適切な施工体制台帳等を作成すべきであることなど、法令遵守の徹底に向けた必要な周知を実施する。周知には「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」やリーフレット「みんなで目指すクリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界」を活用するものとする。

③ 法定福利費の確保

社会保険加入対策の一環として、下請負人から元請負人に交付される見積書に法定福利費の内訳明示がなされているか確認を行う。また、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」及び「建設業法令遵守ガイドライン」における安全衛生経費の確保に係る取扱いについて周知する。

④ 不利益取扱いの禁止

「不利益取扱いの禁止」規定の趣旨を踏まえ、元請負人の報復等から下請負人を保護する対策の重要性等に鑑み、相談等対応後の取引状況をフォローするため、対象業者への立入検査等に至る端緒が下請負人からの通報であるときは、当該下請負人との取引状況について確認するとともに、適切に指導を行う。

⑤ 外国人材の受入

外国人建設就労者受入事業又は特定技能制度（建設分野での受入に限る）について、適切に指導する。

(5) 県との連携

各県と連携し、県知事の許可を受けた建設業者に対する立入検査あるいは大臣の許可を受けた建設業者に対する立入検査を合同で実施する。

また、各県に対し、各県が単独で立入検査等を行うための支援として、立入検査等に必要な情報やマニュアル等の提供を行う。

(6) 立入検査等結果の公表

立入検査等終了後、検査結果を速やかに集計し、「法令遵守情報サイト」に掲載する。

### **3. 建設業関係法令等の周知及び遵守促進（建設業取引適正化推進期間（10～12月）における取組を含む）**

#### **【目的】**

建設業関係法令等の周知及び遵守促進に関する取組は、元請・下請を問わず、幅広く浸透していくことが重要である。また、下請負人となる機会の多い建設業者における関係法令等の理解が不十分との指摘がある。これらを踏まえ、より多くの建設業者等に対し、建設業関係法令等の周知及び遵守促進を図る。

#### **【目標】**

建設業取引適正化推進期間講習会を着実に実施するとともに、様々な機会を捉えて業界に対し、建設業関係法令の周知拡大を行う。

#### **【取組】**

(1) 建設業取引適正化推進期間講習会での取組

- ① 建設業関係法令等の説明を行ない、法令遵守を促す。
- ② 建設業取引適正化推進期間中に、中国五県全てにおいて開催する。
- ③ 多数の聴講者を募集するため、各県をはじめ建設業協会、行政書士会、各種協議会参画メンバー等多方面にパンフレットの配布、ホームページや会報誌への掲載を依頼して、講習会開催の周知を図る。
- ④ 県知事許可や一般建設業許可の建設業者に対しては、重点的な聴講の呼びかけと

勧誘を要請する。

- ⑤ テキストを工夫する等して適切で分かりやすい説明を行う。
- (2) 上記以外の講習会等での取組  
各種講習会や出前講座の場を積極的に活用し、テキストを工夫する等して適切で分かりやすい説明を行ない、建設業関係法令等の周知を図る。
- (3) 立入検査での取組  
立入検査では、建設業関係法令等の説明を行い、法令遵守を促す。
- (4) ホームページを活用した取組  
中国地方整備局ホームページに設置している「法令遵守情報サイト」(<http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/shidou>) の掲載情報を適切に更新し、より充実した内容とする。また、上記(1)、(2)及び(3)に掲げる講習会等の機会を通じて、「法令遵守情報サイト」の周知に努める。
- (5) 発注担当者に向けた周知  
発注担当者にも建設業における法令遵守の理解浸透を図るため、公共工事及び民間工事の発注者に、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」の周知に努める。また、発注担当者からの相談に対し、適切に対応する。
- (6) 建設業法令遵守における新規事項の周知  
改正建設業法において新設された「著しく短い工期の禁止」や「労務費相当額を現金で支払う配慮義務」等の周知については、引き続き「建設業法令遵守ガイドライン」に沿った適切な取扱いがなされるよう、上記(1)、(2)及び(3)に掲げる講習会等の機会を通じて周知する。あわせて、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）等、その他建設業法令遵守に係る新規事項についても、周知を行う。

#### **4. 関係機関との連携**

- (1) 不良・不適格業者への対応に係る都道府県との更なる連携の強化  
従前より、法令遵守の徹底については、中国地方整備局と各県において密接な連携を図って対応してきたところであるが、近年、建設業者の施工不良に関する問題が大きく報道されるなど社会的に注目を集める事案が相次いでおり、このような事案を繰り返し起こしたり、発注者に対して責任ある対応を行わない不良・不適格業者に対しては、中国地方整備局や各県の許可行政庁間において更なる連携強化を図り、厳格に対応することが重要であることから、情報を確知した場合の速やかな情報共有や合同による立入検査等の実施、事後の営業状況の継続的な把握等について、連携・協力し対応する。
- (2) 各県及び関係省庁との間では、建設業における法令遵守に関する立入検査の合同実施、講習会及び研修会等の合同開催や、各県に赴く機会等に情報交換を行う、また許可・指導監督等で各県が直面する課題に関する相談に対応することを通じて、連携強化に努める。
- (3) 建設関係団体等との間では、情報及び意見の交換を行うほか、建設業における法令遵守に関する講習会及び研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。

#### **5. 新型コロナウイルス感染症関係**

- (1) 立入検査の実施並びに講習会及び研修会等の開催に際しては、新型コロナウイルス感染拡大防止の状況を注視しつつ、適切な対応を図る。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策として建設工事の一時中止又は延期等の影響により、下請負人に不測の損害を与えることのないよう、適正な下請契約や下請代金の支払いを

求めるため、建設業関係団体等に対して発出された「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について」(令和2年3月11日国土建推第38号・国土建整第132号)の趣旨・内容を、建設業者にあらゆる機会を通じて、十分な周知を行う。

- (3) 違反通報窓口である駆け込みホットライン等に寄せられた新型コロナウイルス感染症対策に関する相談については、適正な助言及び指導を行うとともに、その内容によっては「建設業取引適正化センター」を案内する。

また、必要に応じ、発注部局及び各県の建設業許可部局との連携の強化や、建設業者に対する指導及び監督の強化等に努める。

- (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、建設現場等の実態に応じた新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項を定めた「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(令和3年5月12日改訂)の周知に努める。